

| No. | 御意見 | 御意見に対する考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | <p>政令案につき賛成である。</p> <p>なお、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を導入するに当たり、指定納付受託者等を選定する際には、国民が利用しやすい機器やサービスを活用している業者を選定するよう留意いただきたい。</p> | <p>政令案に賛成の御意見として承りました。</p> <p>指定納付受託者等の選定に関する御意見につきましては、今後の制度の運用において参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>「法第8条第5項の政令で定める者」についても「委託を受けて行う納付事務の一部を行うことが歳入等の徴収の確保及び歳入等を納付しようとする者の便益の増進に寄与すると認められること」を要件とするべきです。</p> <p>納付事務の一部の委託を受ける者に対しても「委託を受けて行う納付事務の一部を行うことが歳入等の徴収の確保及び歳入等を納付しようとする者の便益の増進に寄与すると認められること」を要件としないと、この案の第1条第1号の要件を満たすことができないからです。今の案は、このように矛盾しています。</p> <p>なお、この法律を読むと、国は指定納付受託者に対しては立入検査などをして監督することができますが、納付事務の一部を受託した再受託者に対しては立入検査などができません。手数料などを納付せずに着服するなど犯罪行為を再受託者がしていた場合、この再受託者に再委託した指定納付受託者に対しては指定取消しができますが、再受託者に対しては再受託の禁止などの制裁を科せません。これは制度の欠陥だと思います。速やかに法改正をするべきです。</p> <p>また、ニュースで支払い件数1万件以上の手数料だけキャッシュレスにすると報道していましたが、国の財布である国庫は1つであるはずなので、1万件という数にこだわらず、どんどんキャッシュレスを導入すれば、規模の経済で導入費用も安くなります。収入印紙で支払いを求めるくせに、手数料を払う国の役所の</p> | <p>政令案に関する御意見について、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第8条第5項に基づき指定納付受託者から委託される納付事務の一部が、それ自体で「歳入等の徴収の確保」や「歳入等を納付しようとする者の便益の増進」に寄与するとまではいえない軽微なものである場合においても、当該委託を排除する必要はないと考えられることから、同項に基づき委託を受ける者については、原案のとおり、政令案第1条第1項第1号に相当する要件を求めないことが相当であると考えております。</p> <p>その他の政令案以外に関する御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>窓口では収入印紙を売っていないところが大半で、わざわざ郵便局とかに買いに行くのが大変面倒です。もう収入印紙を買いたくないです。直ちにすべての手数料をキャッシュレスにしてほしいです。</p> | |
| 3 | <p>当職は税理士として全ての申告書を e-tax により電子申告している。これは税理士事務所にとって全く合理化になっていない。今回、収納を第三者に委託するのは結構だが、申告書に記載した金額を納税者の預金口座から自動的に引き落とすことはできないものか。口座振替により収納すると日時が数日遅れるだろうが、現在のプレプリント納付書を税務署が納税者に郵送し、それを税理士が回収し、金額を記入して、納税者に送付し、納税者が銀行窓口で納付し、日本銀行から回付された紙を税務署が確認し、申告書と納付金額を突き合わせる作業がなくなるなら、ペイするのでは？是非ご検討願いたい。こうすれば第三者に委託する必要もなくなるのでは？</p> | <p>本政令案は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の施行に伴い、指定納付受託者等の要件及び各省各庁の長の権限又は事務の委任の手續に関し必要な事項を定めるものであり、国税その他の個別の歳入等に関する具体的な納付手續を定めるものではありません。御意見については今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 4 | <p>第1条第1項第2号の主務省令をデジタル庁令にするべきです。理由は、1番最初にこの省令を作ったら全省庁がその省令をパクリに決まってるからです。指定納付受託者を選ぶ基準が省庁ごとにバラバラになるはずがありません。デジタル庁令に一本化すればスピーディーに指定納付受託者を選定でき、キャッシュレス行政が速やかに実現します。</p> <p>第1条第2項は、第1項と異なり、経理的及び技術的な基礎を有するかを判断する基準がまったく分かりません。大切な手数料を扱う以上、第2項もきちんとデジタル庁令で定める基準を満たすこととするべきです。</p> | <p>政令案第1条第1項第2号に関する御意見について、同号において主務省令に委任している事項については、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律において主務省令に委任している事項と同様に、個別の歳入等の納付手續に関する利用者のニーズその他の実情に応じた内容とすることが可能となるよう、原案のとおり、主務省令で定めることが相当であると考えています。もっとも、デジタル庁においては、今後、主務省令のモデル例等を作成することを予定しており、こうした措置により適正な制度の運用を図ってまいります。</p> <p>政令案第1条第2項に関する御意見について、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第8条第5項に基づき指定納付受託者から委託を受ける者において、当該委託を受けて行う納付事務を適切かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有しているかどうかの具体的な判断基準は、指定納付受託者が</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>委託する納付事務の内容に応じて様々であることなどから、原案のとおり、当該具体的な基準を下位法令に委任する形としないことが相当であると考えています。</p> |
|--|--|--|